

伊丹市告示第93号

地価公示図書の閲覧に関する規程及び建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月22日

伊丹市長 中 田 慎 也

地価公示図書の閲覧に関する規程及び建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程（令和 8 年伊丹市告示第 9 3 号）

（地価公示図書の閲覧に関する規程の一部改正）

第 1 条 地価公示図書の閲覧に関する規程（昭和 4 5 年伊丹市告示第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（閲覧の時間等）</p> <p>第 3 条 地価公示図書を一般の閲覧に供する時間は，午前 9 時から <u>午後 5 時 30 分</u>までとする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>（閲覧の時間等）</p> <p>第 3 条 地価公示図書を一般の閲覧に供する時間は，午前 9 時から <u>午後 5 時</u>までとする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

（建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正）

第 2 条 建築計画概要書等の閲覧に関する規程（昭和 4 6 年伊丹市告示第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（閲覧の時間等）</p>	<p>（閲覧の時間等）</p>

第3条 書類を一般の閲覧に供する時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2～4 (略)

付 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

第3条 書類を一般の閲覧に供する時間は、午前9時から午後5時までとする。

2～4 (略)